

# 公益社団法人 福島県植物防疫協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県植物防疫協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、福島県において、農作物の病害虫及び雑草の防除が安全かつ適正に実施されるよう、植物防疫に関する事業の進歩発展を図り、国民生活に不可欠な食料の安定生産を推進し、安全で安心な農作物の生産と環境に配慮した持続的な農業の発展を図り、福島県民の健康と農業生産の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 病害虫及び雑草の防除に関する相談、研修会、情報提供、農薬の適正な使用並びに保管法の啓発。

(2) 新規に登録された農薬が、福島県内の各地において安定した効力を発現し、病害虫及び雑草の防除を的確に実施できる普及性の高い薬剤であるかを検証する現地適応性試験及び開発中の未登録農薬の実用性に関する圃場試験を実施する試験事業。

(3) その他前2号の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は福島県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 福島県内の植物防疫に関する団体

(2) 賛助会員 この法人の設立趣旨に賛同する団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。(以下「法人法」という。))上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動の費用に充てるために、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員又は賛助会員が解散したとき。

## 第 4 章 社員総会

(構 成)

第 11 条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会（以下「総会」という。）とする。

(権 限)

第 12 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に法令の定めるところにより開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 正会員総数の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は会長理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 団体につき 1 個とする。

2 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において当該代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順にて定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に署名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 5 名以上 8 名以内
- (2) 監 事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長理事、2 名を副会長理事、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長理事をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 9 1 条

第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長理事、副会長理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。また、監事にはこの法人の使用人が含まれてはならない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
- 6 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長理事はこれを補佐する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会で別に定めるところにより報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職

(招集及び理事会の議長)

第28条 理事会は、会長理事が招集し、議長となる。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が理事会を招集し、議長となる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 代理人による議決権の行使はできない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。ただし、第28条第2項の場合は、出席した理事全員及び監事が前項の議事録に署名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎年事業年度の開始の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事の報酬等の支給の基準を記載して書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 34 条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときは除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し日から又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第38条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 幹事会及び顧問

（幹事会）

第40条 この法人に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は若干名の幹事で構成し、幹事は会長理事が委嘱する。
- 3 幹事会は会長理事が招集する。
- 4 幹事会は会長理事の命を受けて、普及啓発事業及び農薬試験等の企画立案にあたる。

（顧問）

第41条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により会長理事が委嘱する。
- 3 顧問は理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年以内とし、非常勤、無報酬とする。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は大橋信夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。